

# 第193回 定時株主総会 招集ご通知

平成26年4月1日～平成27年3月31日

## 日時

平成27年6月24日（水曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）

## 場所

東京都港区芝公園三丁目3番1号  
東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール  
（末尾の「株主総会会場略図」をご参照ください。）

## 議決権行使期限

株主総会当日にご出席おさじつかえの場合は、  
郵送またはインターネットにより、  
平成27年6月23日（火曜日）午後5時まで  
に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

## Contents

■ 第193回定時株主総会招集ご通知	1
（添付書類）	
■ 事業報告	3
■ 連結計算書類等	30
■ 監査報告書	34
■ 株主総会参考書類	38
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役12名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	

# 古河電気工業株式会社

証券コード：5801

株主各位

(証券コード 5801)

平成27年6月2日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

**古河電気工業株式会社**

取締役社長 柴田 光義

## 第193回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第193回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますよう、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

### 【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

### 【インターネットによる議決権の行使】

後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、インターネットウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号  
東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール  
(末尾の「株主総会会場略図」をご参照ください。)

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。  
また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

### 3. 目的事項

報告事項	第1号	第193期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件
	第2号	第193期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案	剰余金の配当の件
	第2号議案	定款一部変更の件
	第3号議案	取締役12名選任の件
	第4号議案	監査役1名選任の件
	第5号議案	補欠監査役1名選任の件

### 4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 本総会当日ご出席おさしつかえの場合は、[同封の議決権行使書用紙またはインターネットによりまして、議決権を行使いただくことができます。](#)インターネットによる議決権行使につきましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- (2) 上記(1)による議決権の行使に際しましては、平成27年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送またはご登録をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書用紙およびインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

### 5. その他

- (1) 本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第34条に基づき、当社ホームページに掲載をさせていただいております。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合、当社ホームページにおいて、その内容をご通知いたします。

当社ホームページ <http://www.furukawa.co.jp/>

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当期における企業集団の事業の経過および成果

当期の世界経済は、米国においては、個人消費や雇用環境が改善を続け、これが企業部門にも波及するなど、着実な景気回復が継続した一方、欧州においては、ギリシャ債務問題の再燃などにより、回復が徐々に鈍化してまいりました。新興国においては、中国などのアジアは成長を維持しているものの、ブラジルやロシアなどでは景気後退が続いており、全体として成長に勢いを欠きました。

わが国の経済は、雇用・所得環境が着実に改善を続ける中、個人消費も底堅く推移し、景気は総じて緩やかに回復しました。しかし、昨年4月からの消費増税の影響により、自動車など耐久消費財の売行き不振が予想以上に長引き、関連業界において在庫調整が行われるなどの動きが一部で見られました。

このような環境の下、当社グループにおきましては、2年目を迎えた中期経営計画「*Furukawa G Plan 2015*」に基づき、重点市場である「インフラ/自動車市場」への注力、「グループ・グローバル経営の強化」を進めてまいりました。すなわち、南米コロンビアに光ファイバ・ケーブル工場を新設、中国およびメキシコでワイヤハーネス工場を増設するなど、拡大し続ける需要に対応する製造体制を整えたほか、メキシコにLAN通信ソリューション関連製品の販売会社を、ブラジルに自動車用ステアリング・ロール・コネクタの販売会社を設立したことに加え、(株)UACJとの間で、本年4月にハードディスク用アルミ基板材の販売・技術サービス等を行なう合弁会社を設立することに合意するなど、国内外で販売体制を強化してまいりました。さらに「次世代新事業の育成」施策として、昨年11月には、当社グループの有する多様な技術の融合により、顧客満足度のより高い製品開発の加速と新規事業創出を図ることを目

的に、研究開発組織の見直しを行ない、これまでの製品別研究から、基礎研究・要素技術開発・製品開発というステージ別の研究へと、研究開発体制の抜本的改革を行ないました。なお、昨年2月の記録的な大雪の被害により製造工程の一部を停止していた日光事業所の銅条製品につきましては、当初の予定どおり昨年12月に完全復旧し、本年1月より一貫生産を再開しました。

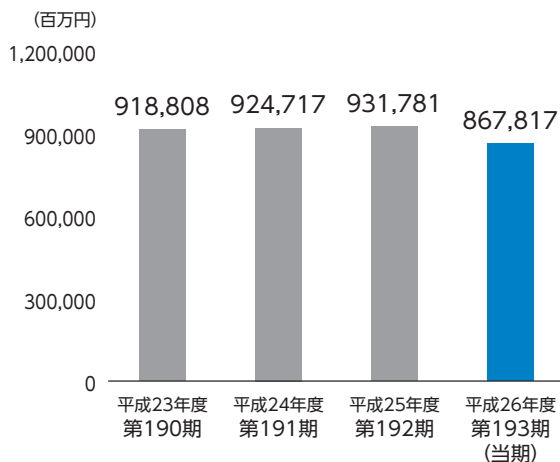
当期の業績につきましては、スマートフォン等に使用される半導体の製造用テープ、ハードディスク用アルミ基板材などの売上が好調に推移したほか、米国・欧州における光ファイバ・ケーブルの需要や中国における高圧電力ケーブルの受注が回復した一方、銅箔事業の不振が継続したほか、自動車部品について円安による海外工場からの逆輸入製品のコスト上昇等があったこと、銅条製品について、雪害に伴う操業の一部停止により、売上の減少や製造工程の一部を外部委託せざるを得なかったことによるコスト増が発生しました。これらの結果、連結売上高は8,678億円(前期比6.9%減)、連結営業利益は179億円(前期比29.8%減)、連結経常利益は186億円(前期比27.2%減)となりました。海外売上高は3,853億円(前期比0.3%増)で、海外売上高比率は44.4%となり、前期比3.2ポイント増となりました。上記に加え、投資有価証券や不動産の売却益などによる特別利益157億円、米国の超電導開発・製造子会社株式の評価損などによる特別損失181億円を計上し、連結当期純利益は74億円(前期比31.1%増)となりました。

なお、単独の業績につきましては、売上高は4,174億円(前期比2.5%減)、営業損失は13億円(前期比35億円悪化)、経常利益は47億円(前期比48.5%減)、当期純利益は43億円(前期比50.5%増)となりました。

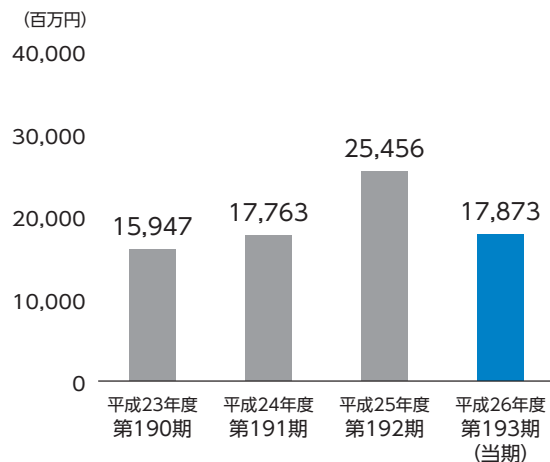
ご参考

連結売上高、連結営業利益、連結経常利益および連結当期純利益の推移

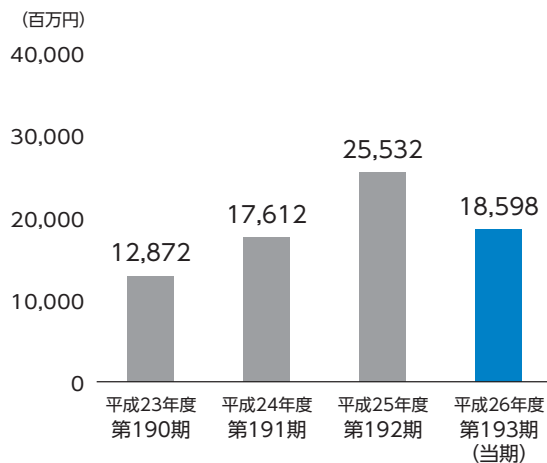
■ 連結売上高 **8,678 億円**



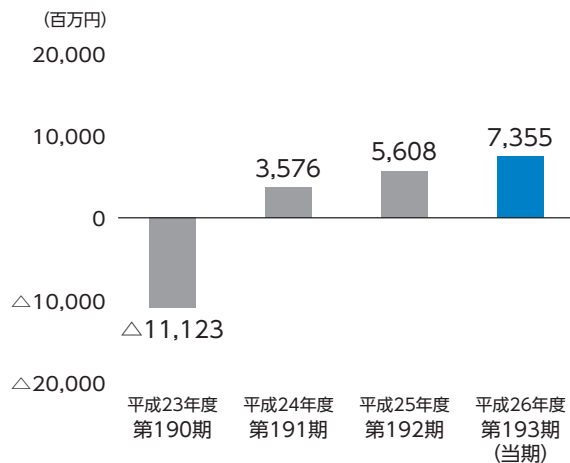
■ 連結営業利益 **179 億円**



■ 連結経常利益 **186 億円**



■ 連結当期純利益 **74 億円**



(注) △は損失を示しております。

次に、部門別の状況について、ご報告いたします。  
なお、当期から、従来「情報通信部門」に含めていた事業の一部につき、製品開発を加速させるべく「サービス等部門」へセグメントを変更するとともに、

「サービス等部門」の名称を「サービス・開発等部門」に変更いたしました。これに伴い、本報告中の前年同期比較の数値は、前期の数値を変更後セグメントに組替えたうえで算出しております。

## 情報通信部門

■ 主要な事業内容 光ファイバ・ケーブル、光ファイバ・ケーブル付属品、光関連部品、光半導体デバイス、メタル通信ケーブル、光ファイバ融着接続機、電子線材、ネットワーク機器、CATVシステム、LANケーブル、LANソリューションシステム、無線製品などの製造・販売および工事

北米・欧州における光ファイバ・ケーブルの需要回復や、円安による光ファイバ輸出の収益改善があったこと、さらにタイの携帯電話関連工事が引き続き活況を呈したこと、次世代型光通信であるデジタルコヒーレント関連製品の売上が増加するなど、海外事業や高機能製品は概ね好調に推移した一方、国内における光ケーブルの競争激化やネットワーク関連製品の需要低迷による収益悪化等により、当部門の連結売上高は1,552億円（前期比0.9%増）、連結営業利益は57億円（前期比27.6%減）となりました。また、単独売上高は502億円（前期比11.1%減）となりました。

当部門では、本年4月1日付けで、情報通信分野における統合的なソリューション事業を推進するため、関連する複数の事業部門を統括する情報通信ソリューション統括部門を新設しました。また、ロシアやインドなど今後も光ファイバ・ケーブル需要の拡大が見込まれる地域への供給体制を拡充するとともに、デジタルコヒーレント通信における主要部品である小型ITLA（波長可変半導体レーザ）など、当社グループが競争力を有する高機能部品を供給することで、収益の拡大を図ってまいります。

## エネルギー・産業機材部門

■ 主要な事業内容 銅線・アルミ線、電力ケーブル、電力部品、被覆線、ケーブル管路材、給水・給湯管路材、発泡製品、半導体製造用テープ、電気絶縁テープ、電材製品などの製造・販売および工事

半導体製造用テープの売上が好調であったこと、中国の電力ケーブル事業子会社において、同国内向けおよび輸出品の受注が増加したことならびに構造改革を進めたことなどにより損益が改善し、当部門の連結売上高は2,932億円（前期比1.9%減）、連結営業利益は43億円（前期比158.2%増）となりました。また、単独売上高は1,370億円（前期比同水準）となりました。

なお、当社は、本年4月1日付けで、持分法適用の関連会社である㈱ビスキャスから、地中および海底送電線に関する海外事業を譲り受けました。今後、当社グループが有する海外販売拠点を活用することで新興国等での電力ケーブル需要を取り込み、事業の拡大を図ってまいります。

## 電装・エレクトロニクス部門

■ 主要な事業内容 自動車用部品・ワイヤハーネス、巻線、電子部品材料、ヒートシンク、ハードディスク用アルミ基板材、自動車用・産業用電池などの製造・販売

ハードディスク用アルミ基板材や電子機器・鉄道車両用放熱部品は売上を伸ばしましたが、自動車部品事業において円安の影響により海外工場からの逆輸入製品コストが増加したこと、さらに自動車用バッテリーの主原料である鉛の価格上昇が収益を圧迫したことなどにより、当部門の連結売上高は3,082億円（前期比5.9%増）、連結営業利益は129億円（前期比7.7%減）となりました。単独売上高は1,640億円（前期比3.5

%増）となりました。  
当部門では、グローバルな拡大を見せるワイヤハーネスやバッテリーなどの自動車部品需要を着実に取り込むため、海外での製造・販売拡充に向けた施策を引き続き展開するとともに、アルミワイヤハーネスやハイブリッド自動車向け平角巻線、バッテリー状態検知センサなど、今後の成長が見込まれる分野において、当社グループの技術を結集し競争力を高めてまいります。

## 金属部門

■ **主要な事業内容** 伸銅品(板・条・管・棒・線)、機能表面製品(メッキ)、電解銅箔、電子部品用加工製品、超電導製品、特殊金属材料(形状記憶・超弾性合金ほか)などの製造・販売

海外での売上高増加や銅箔事業の台湾子会社の生産性が向上した効果があったものの、自動車用リチウムイオン電池用の銅箔について、電気自動車の需要低迷などによる受注減少に伴う国内工場の操業低下があったほか、銅条製品に関する日光事業所での操業一部停止の影響などにより損益が悪化し、当部門の連結売上高は1,337億円(前期比2.3%増)、連結営業損失は49億円(前期比19億円悪化)となりました。また、単独

売上高は628億円(前期比13.7%減)となりました。

当部門では、本年1月より日光事業所において一貫生産を再開した高機能銅条製品などの販売を拡大していくとともに、銅箔事業における国内の生産拠点の規模を最適化する構造改革を加速し、採算性を高めることで競争が激化する市場においても安定した利益を創出する体制を構築してまいります。

## サービス・開発等部門

■ **主要な事業内容** 物流、情報処理・ソフトウェア開発、不動産賃貸、水力発電、新製品研究開発など

当部門においては、物流、情報処理・ソフトウェア開発、各種業務受託等による当社グループ各事業のサポート、不動産の賃貸、水力発電、新製品研究開発等を行っております。

当部門の連結売上高は535億円(前期比21.3%増)、連結営業損失は1億円(前期比5億円悪化)となりました。また、単独売上高は34億円(前期比3.6%減)となりました。

### 部門別連結売上高および連結営業利益

(単位：百万円)

部門名	連結売上高	前期比増減額	連結営業利益 または連結営業損失(△)	前期比増減額
情報通信部門	155,215	1,363	5,653	△2,156
エネルギー・産業機材部門	293,212	△5,732	4,293	2,630
電装・エレクトロニクス部門	308,207	17,235	12,923	△1,082
金属部門	133,690	2,986	△4,944	△1,890
サービス・開発等部門	53,516	9,404	△121	△525
消去または全社	△76,024	7,366	69	△114
合計	867,817	△63,963	17,873	△7,583

(注) 平成25年10月1日付けで当社グループの軽金属部門を担っていた(旧)古河スカイ(株)(現株)UACJ)が(旧)住友軽金属工業(株)と合併したことにより、前期中途から同部門が当社連結の範囲から外れております。なお、前期の当社連結決算における同部門の売上高は96,587百万円、営業利益は4,444百万円でした。



## (2) 設備投資の状況

当社グループの当期における設備投資は総額307億円で、その主なものは次のとおりです。

### 1 当期中に完成した主要設備

日光事業所における素条工場の雪害復旧設備投資	当社 金属部門
自動車用バッテリーの国内製造拠点集約および増強	古河電池(株) (電装・エレクトロニクス部門)
光ファイバ・ケーブル増産	OFS Sviazstroy-1 Fiber Optic Cable Company (ロシア、情報通信部門)

### 2 当期継続中の主要設備の新設、拡充

電力部品関連事業の製造拠点集約	古河電工パワーシステムズ(株) (エネルギー・産業機材部門)
自動車部品事業システム投資	古河AS(株) (電装・エレクトロニクス部門)
光ファイバの増産	Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル、情報通信部門)

## (3) 資金調達の状況

当社およびグループ各社は、金融機関からの長期・短期の借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、受取手形や売掛債権の流動化等により、必要な資金を調達しております。

また、当社グループでは、当社および国内子会社30社が、当社子会社の古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート(株)が運営するCMS (キャッシュ・マネジメント・システム) に参加し、資金活用の効率化と有利

子負債の削減を図っています。このほか、中国およびタイにおいても、古河電工企業管理(上海)有限公司およびFurukawa Thai Holdings Co., Ltd. が、当社の関係会社向けにCMSによる資金管理等を行っております。

なお、当期末の連結有利子負債は2,745億円で、前期末比33億円減少しました。



## (4) 対処すべき課題

### 1 持続的成長へ向けた収益力の強化

平成27年度を最終年度とする中期経営計画「Furukawa G Plan 2015」については、想定外の円安の進行による自動車部品事業でのコスト増や、銅箔事業における更なる事業環境の悪化により、当初計画どおりの収益達成は非常に厳しい状況にあります。当社グループが活力・収益性・成長性を備えた企業集団となるという方針のもと、以下の追加施策を進めてまいります。

#### ① 銅条事業の強化

日光事業所で製造している無酸素銅や当社オリジナル銅合金などの銅条製品は、当社が長年培ってきた技術やノウハウが凝縮されており、競合他社の追従を許さない品質・機能により、半導体やコンデンサのリードフレーム材など多岐にわたる分野で使用されています。同製品については、昨年2月の雪害による一部工程の停止から復旧し、本年1月から一貫生産を再開していますが、今後は、これらの製品群が有する技術優位性を最大限に活かしながら、精密機器の放熱部品用途などの新規分野での需要を掘り起こすとともに、需要拡大が見込まれるコネクタ材などの自動車部品用途への販売をさらに促進してまいります。加えて、国外コイルセンターの活用やOEM連携の強化を進めることで、海外市場への供給体制を充実させ、海外での事業拡大も図ってまいります。

#### ② グループ・グローバル経営の更なる加速

今後も世界規模で需要の拡大が見込まれる自動車市場や通信・電力のインフラ関連市場でのニーズに応えるため、東南アジアや中南米、アフリカなどの新興国において、製造拠点の拡充および供給体制の整備を継続してまいります。また、本年4月1日に改組いたしました「グローバル事業推進部門」を中心に、当社グループが一体となった販売戦略を立案・遂行する体制を構築するとともに、海外販売会社との連携を強化し、グループでのグローバル展開を加速してまいります。

#### ③ 既存事業の構造改革および高収益品へのシフト

電力事業において、当社が(株)ビスキャスから譲り受けた海外電力事業と、同事業の中国子会社である瀋陽古河電纜有限公司を中心に、超高压電力ケーブル事業のグローバル展開を加速させるほか、銅箔事業における汎用製品製造の海外拠点への移管ならびに国内製造拠点の高付加価値製品および新製品開発への特化や、産業電線・機器事業におけるノンハロゲン耐燃性架橋ポリエチレン電線等の高機能ケーブル製品への注力など、国内外での競争激化により収益性が低下している事業分野について、構造改革および高収益品へのシフトを進めてまいります。更に、自動車関連事業に携わる複数事業間の連携の強化や、情報通信分野における統合的なソリューションビジネスの展開など、当社グループの多様な製品や技術を結集して付加価値を高めることで、利益拡大を図ってまいります。

## 2 コンプライアンスの徹底

当社グループでは、平成20年以降、社外有識者の意見も取り入れながら独占禁止法・競争法違反行為の根絶を図ってまいりました。ただ、過去に行なわれた行為に対し、当社および持分法適用の関連会社である㈱ビスキャスが、電力ケーブル事業に関し欧州競争法違反があったとして、昨年4月に欧州委員会より制裁金を科す決定を受けました。同決定に対しましては、両社は、制裁金の取消または減額を求めて欧州普通裁判所に提訴しております。また、同じく過去の自動車用部品取引に関するカルテルに関し、昨年8月に中国で

同国独占禁止法違反により制裁金を科す決定を受けました。株主の皆さまには多大なご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今後も、独占禁止法・競争法のみならず、贈収賄防止等、他の法領域を含む近時の各国・地域における規制強化に対応すべく、役職員への教育の充実や内部監査部門によるモニタリング強化といった活動をグループ全体で展開し、コンプライアンスの徹底と信頼の回復に努めてまいります。

## 3 コーポレート・ガバナンスの強化

わが国においては、金融庁と東京証券取引所によりコーポレートガバナンス・コードが策定されるなど、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に主眼をおいた、いわゆる「攻めのガバナンス」の強化を求められております。

当社では、多様な知識・経験・能力に基づいた経営への貢献に期待して、様々な分野から社外役員を招聘していることに加え、平成22年5月には、社外役員2名を含む4名の委員で構成される報酬委員会を設置して取締役等の報酬等について審議・決定するようにす

るなど、従来からコーポレート・ガバナンスを重視してまいりました。今後、資本効率を重視した経営を目指し、成長戦略投資や次世代新事業育成、財務体質の改善ならびに株主還元のバランスを基本とする資本政策の考え方につき、社外役員を交えた議論を積み重ね、平成28年度から開始する次期中期経営計画において具体化させるなど、上記コードの趣旨・精神を尊重し、より一層のコーポレート・ガバナンス強化に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なにとぞご理解のうえ、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

## ご参考

**指名・報酬委員会の設置**

コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、本年5月11日に開催した取締役会の決議により、当社としての社外役員の独立性基準を定めるとともに、従来の報酬委員会に代えて、「指名・報酬委員会」を新たに設置いたしました。同委員会においては、委員の過半数を社外取締役とすることで、取締役等の人事や報酬に関する客観性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの強化、充実を図ってまいります。

なお、指名・報酬委員会における審議・決定事項は以下のとおりです。

- (1) 取締役等の人事に関し、取締役会の諮問に基づき審議・答申する事項
  - ・株主総会に提出する取締役、監査役の選任・解任に関する議案の内容
  - ・代表取締役、取締役会長、取締役社長の選定・解職
  - ・執行役員の選任・解任
  - ・役付執行役員（執行役員副社長、執行役員専務、執行役員常務）の選定・解職
- (2) 取締役等の報酬に関し、取締役会の委任に基づき審議・決定する事項
  - ・取締役、執行役員の報酬等に関する方針・制度
  - ・取締役、執行役員の個人別の報酬等の内容
  - ・株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容
  - ・関係会社代表者の報酬等に関するガイドライン

## ご参考

**ダイバーシティーの推進**

当社グループは、「多様な人材を活かし、創造的で活力あふれる企業グループの実現」を経営理念に掲げており、ダイバーシティー（多様性）の推進に注力しております。平成25年4月には、当社初の外国人執行役員として海外の子会社社長2名を登用したほか、昨年4月には「ダイバーシティー推進室」を設置し、主として女性の活躍を推進する体制を整え、平成30年度（2018年度）には、昨年3月末比で、女性の部課長・専門職の数と、いわゆる総合職の採用者数に占める女性の割合をそれぞれ倍増させることを目標に掲げ、活動を進めています。さらに本年4月1日には、当社初の女性執行役員も誕生しました。多様な人材の様々な視点から創出されるアイデアを統合していくことで、新たな企業価値を創造してまいります。

## ご参考

### トムソン・ロイター社による「Top 100 グローバル・イノベーター2014」に選出

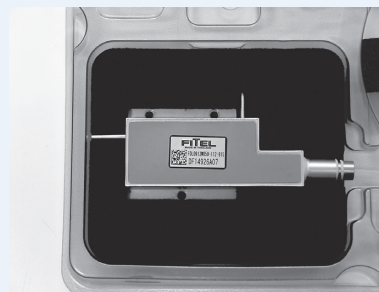


当社は、トムソン・ロイター社による「Top 100 グローバル・イノベーター2014」において、電気製品製造分野における世界5社の中の1社として選出されました。トムソン・ロイター社は、特許データを基に世界的な特許動向を分析し、上位100の企業/機関を表彰しています。電気製品製造分野では、当社のほか、京セラ(株)、シーメンス社(ドイツ)、フィリップス社(オランダ)、ハネウェルインターナショナル社(米国)が選出されています。

## ご参考

### ファナック(株)との産業用レーザー・ダイオード・モジュール事業合併会社設立

当社とファナック(株)は、本年4月に、産業用光ファイバレーザの基幹部品である高出力レーザー・ダイオード・モジュール(LDM)の開発、製造を行なう新会社を設立することに基本合意しました。産業用光ファイバレーザは高速加工性能や低消費電力に特徴があり、金属加工における切断・溶接用として急速に普及が進んでおります。新会社では、高出力LDMの品質向上と量産効果によるコストダウンを推進し、当社およびファナック(株)の産業用光ファイバレーザ事業の拡大を図ってまいります。



(当社製高出力LDM)

## (5) 財産および損益の状況

### 1 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第190期 平成23年度	第191期 平成24年度	第192期 平成25年度	第193期 (当期) 平成26年度
売上高 (百万円)	918,808	924,717	931,781	867,817
営業利益または営業損失 (△) (百万円)	15,947	17,763	25,456	17,873
経常利益または経常損失 (△) (百万円)	12,872	17,612	25,532	18,598
当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	△11,123	3,576	5,608	7,355
1株当たり当期純利益または1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△15.75	5.07	7.94	10.42
総資産 (百万円)	790,114	819,702	714,845	734,125
純資産 (百万円)	197,569	222,843	199,733	214,743

(注) 平成25年10月1日付けで当社グループの軽金属部門を担っていた(旧)古河スカイ(株)(現(株)UACJ)が(旧)住友軽金属工業(株)と合併したことにより、第192期の途中から同部門が当社連結の範囲から外れております。

### 2 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第190期 平成23年度	第191期 平成24年度	第192期 平成25年度	第193期 (当期) 平成26年度
売上高 (百万円)	403,685	396,154	428,301	417,426
営業利益または営業損失 (△) (百万円)	△6,476	△3,391	2,244	△1,258
経常利益または経常損失 (△) (百万円)	4,949	18,027	9,208	4,744
当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	△9,425	14,939	2,867	4,314
1株当たり当期純利益または1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△13.35	21.16	4.06	6.11
総資産 (百万円)	420,837	429,166	452,079	430,974
純資産 (百万円)	108,739	129,577	130,765	134,243

## (6) 重要な子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東京特殊電線(株)	1,925百万円	56.75%	電線、電線加工品および電子機器等の製造・販売
古河電池(株)	1,640百万円	58.04%	電池（自動車用、産業用）の製造・販売
F C M(株)	687百万円	55.19%	金属めっき製品等の製造・販売
古河AS(株)	3,000百万円	100%	自動車用ワイヤハーネス・電装部品の製造・販売
古河産業(株)	700百万円	100%	電線、非鉄金属製品等の販売
岡野電線(株)	489百万円	43.48%	メタル通信ケーブル、光部品等の製造・販売
古河電工産業電線(株)	450百万円	100%	電線・ケーブル等の製造・販売
奥村金属(株)	310百万円	100%	銅製品、アルミニウム製品等の加工・販売
古河電工パワーシステムズ(株)	300百万円	100%	送変電機材、架空・地中配電機材等の製造・販売
古河物流(株)	292百万円	100%	貨物運送等
古河エレコム(株)	98百万円	100%	電線・ケーブル等の販売
古河マグネットワイヤ(株)	96百万円	100%	電線、電線加工品、各種金属線の製造・販売
OFS Fitel, LLC (米国)	211百万米ドル	100%	光ファイバケーブル、光部品の製造・販売
American Furukawa, Inc. (米国)	500千米ドル	100%	自動車部品等の製造・販売
Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル)	149百万リアル	100%	光ファイバケーブル、メタル通信ケーブル、 LANケーブルの製造・販売
瀋陽古河電纜有限公司 (中国)	229百万元	100%	電線等の製造・販売
台日古河銅箔股份有限公司 (台湾)	1,475百万新台幣ドル	66.7%	電解銅箔等の製造・販売
Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd. (タイ)	480百万バーツ	44.00%	銅管等の製造・販売
Trocellen GmbH (ドイツ)	8,500千ユーロ	100%	発泡製品の製造・販売
Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)	3百万米ドル	100%	電線、電子線材、巻線、金属製品等の販売
PT Tembaga Mulia Semanan Tbk (インドネシア)	12百万米ドル	42.42%	銅線・アルミ線の製造・販売

(注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでいます。

2. 当期における当社の連結子会社は101社、持分法適用の関連会社は14社です。

## (7) 主要な営業所および工場等 (平成27年3月31日現在)

### 1 当社

- ・ 本 社：東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
- ・ 営 業 所：関西支社(大阪市)、中部支社(名古屋市)、九州支社(福岡市)
- ・ 工 場：千葉事業所(千葉縣市原市)、日光事業所(栃木県日光市)、平塚事業所(神奈川県平塚市)、三重事業所(三重県亀山市)、銅管事業部門(兵庫県尼崎市)、銅箔事業部門(栃木県日光市)
- ・ 研 究 所：コア技術融合研究所、先端技術研究所(以上、横浜市)、自動車・エレクトロニクス研究所(神奈川県平塚市)、情報通信・エネルギー研究所(千葉縣市原市)

### 2 子会社

- ・ 製造・販売会社：東京特殊電線(株)(本社：東京都港区、工場：長野県上田市)、古河電池(株)(本社：横浜市、工場：栃木県日光市、福島県いわき市)、FCM(株)(本社・工場：大阪市)、古河AS(株)(本社・工場：滋賀県犬上郡、工場：三重県亀山市)、岡野電線(株)(本社・工場：神奈川県大和市)、古河電工産業電線(株)(本社：東京都荒川区、工場：神奈川県平塚市)、奥村金属(株)(本社：大阪市、工場：兵庫県丹波市、滋賀県栗東市)、古河電工パワーシステムズ(株)(本社：横浜市、工場：山形県長井市)、古河マグネットワイヤ(株)(本社：東京都千代田区、工場：三重県亀山市)、OFS Fitel, LLC(米国)、American Furukawa, Inc.(米国)、Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos(ブラジル)、瀋陽古河電纜有限公司(中国)、台日古河銅箔股份有限公司(台湾)、Furukawa Metal(Thailand) Public Co., Ltd.(タイ)、Trocellen GmbH(ドイツ)、PT Tembaga Mulia Semanan Tbk(インドネシア)
- ・ 販 売 会 社 等：古河産業(株)(本社：東京都港区)、古河物流(株)(本社：東京都千代田区)、古河エレコム(株)(本社：東京都千代田区)、Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd.(シンガポール)



## (8) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

### 1 企業集団の従業員の状況

部門名	従業員数		前期末比	
情報通信部門	5,807名	(702名)	83名増	(43名減)
エネルギー・産業機材部門	3,248名	(521名)	133名減	(46名減)
電装・エレクトロニクス部門	32,397名	(153名)	775名減	(1名減)
金属部門	2,387名	(943名)	50名減	(51名減)
サービス・開発等部門	2,295名	(1,116名)	36名減	(14名減)
合計	46,134名	(3,435名)	911名減	(155名減)

- (注) 1. 臨時従業員および企業集団外への出向者は含んでおりません。  
2. 「従業員数」欄の( )内は、当社の従業員数となります。  
3. サービス・開発等部門の従業員数には、当社の本部部門やセールス・マーケティング部門など、全社共通の業務に従事する人員数が含まれております。

### 2 当社の従業員の状況

従業員数	平均年令	平均勤続年数
3,435名	43.4才	20.4年

(注) 臨時従業員および出向者は含んでおりません。

## (9) 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	54,669百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	25,353百万円
(株)横浜銀行	13,797百万円

## 2. 当社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

### (1) 発行済株式の総数等

株式の種類	発行可能株式総数	発行済株式総数	株主数
普通株式	2,500,000,000株	706,669,179株	63,892名
優先株式	50,000,000株	—	—
劣後株式	46,000,000株	—	—

### (2) 大株主の状況

大株主の氏名	持株数 (普通株式)	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	33,511,000株	4.75%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	31,148,000株	4.41%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	25,028,000株	3.54%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	24,135,000株	3.42%
朝日生命保険相互会社	13,650,500株	1.93%
古河機械金属株式会社	13,290,455株	1.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	11,997,000株	1.70%
富士電機株式会社	11,000,000株	1.56%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 古河機械金属口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	10,919,000株	1.55%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 朝日生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	10,500,000株	1.49%

(注) 持株比率は自己株式(458,728株)を控除して計算しております。

### 3. 当社役員に関する事項 (平成27年3月31日現在)

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
吉田 政雄	取締役会長 (代表取締役)	古河機械金属(株)社外取締役
柴田 光義	取締役社長 (代表取締役) グループ・グローバル経営推進本部長	
藤田 純孝	取締役 (非常勤)	伊藤忠商事(株)理事 日本板硝子(株)社外取締役 オリンパス(株)社外取締役
相馬 信義	取締役 (非常勤)	古河機械金属(株)代表取締役会長
塚本 修	取締役 (非常勤)	(一財)石炭エネルギーセンター理事長
佐藤 哲哉	取締役 (執行役員専務、戦略本部長兼同本部スマートインフラ推進室長)	(株)UACJ社外監査役 古河電池(株)社外取締役
大竹 博幸	取締役 (執行役員専務、環境・インフラ系事業部門管掌 兼 グローバル事業推進室長)	蘇州古河電力光纜有限公司董事長
安永 哲郎	取締役 (執行役員常務、セールス・マーケティング部門長)	
天野 望	取締役 (執行役員常務、総務・CSR本部長兼同本部輸出管理室長兼同本部経営研究所長)	
小塚 崇光(*)	取締役 (執行役員常務、自動車部品事業部門長)	
木村 隆秀(*)	取締役 (執行役員、電装・エレクトロニクス系事業部門管掌 兼 戦略本部新事業推進室長)	
荻原 弘之(*)	取締役 (執行役員、財務・調達本部長)	
小川 博正	監査役 (常勤)	東京特殊電線(株)社外監査役
伊藤 隆彦	監査役 (常勤)	富士電機(株)社外監査役 富士古河E&C(株)社外監査役
櫻 日出雄(*)	監査役 (常勤)	FCM(株)社外監査役

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
藤田 讓	監査役 (非常勤)	朝日生命保険相互会社最高顧問 公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長 富士急行(株)社外取締役 日本ゼオン(株)社外監査役 日本通運(株)社外監査役 日本軽金属ホールディングス(株)社外監査役
工藤 正	監査役 (非常勤)	中央不動産(株)特別顧問 朝日生命保険相互会社社外取締役
頃安 健司	監査役 (非常勤)	TMI総合法律事務所顧問 東海旅客鉄道(株)社外取締役 三井住友海上火災保険(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役藤田純孝、相馬信義および塚本修の各氏は、社外取締役です。
2. 監査役藤田讓、工藤正および頃安健司の各氏は、社外監査役です。
3. 取締役藤田純孝ならびに監査役工藤正および頃安健司の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 各監査役が有する財務および会計に関する知見は次のとおりです。
- ・監査役小川博正氏は、当社グループにおいて法務、財務、会計部門の責任者等を歴任しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役伊藤隆彦氏は、当社グループにおいて会計、資材、人事総務部門の責任者等を歴任しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役櫻日出雄氏は、当社において、財務・会計・資材部門担当取締役の経験を有しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役藤田讓氏は、金融機関の代表取締役を務め、また、財務部門担当取締役の経験を有しており、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役工藤正氏は、金融機関の代表取締役を歴任しており、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
5. 上記の表中(\*)の各氏は、平成26年6月25日開催の第192回定時株主総会において、新たに取締役または監査役に選任され、就任いたしました。
6. 次の両氏は、第192回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
- 取締役 櫻 日出雄、上山 倫生

7. 平成27年4月1日付で、取締役の地位および担当が以下のとおり変更されております。

氏名	地位および担当
佐藤 哲哉	取締役
大竹 博幸	取締役(執行役員専務、グローバル事業推進部門長 兼 機能部品系事業部門管掌)
安永 哲郎	取締役(非常勤)
木村 隆秀	取締役(執行役員、戦略本部長兼本部新事業推進室長兼同本部スマートインフラ推進室長兼同本部OneF自動車事業推進チーム長)

8. 当社は、朝日生命保険相互会社との間に融資等の取引があります。また、同社は当社発行済株式の3.41%(同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む)を保有しております。古河機械金属(株)は、当社発行済株式の3.42%(同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む)を保有しており、当社は同社発行済株式の2.17%を保有しております。日本ゼオン(株)は、当社発行済株式の0.35%を保有しており、当社は、同社発行済株式の2.31%(当社が退職給付信託として信託設定した株式を含む)を保有しております。その他の社外取締役および社外監査役の兼職先との間には、特別の関係はありません。

**ご参考** 当社は執行役員制度を導入しており、上記以外の執行役員は次のとおりです。

平成27年4月1日現在

氏名	地位および担当
柳川 久治	執行役員常務(研究開発本部長)
信崎 卓	執行役員常務(セールス・マーケティング部門長)
中村 俊一	執行役員常務(情報通信ソリューション統括部門長 兼 同部門ソリューション&システム部長)
小林 敬一	執行役員常務(自動車・エレクトロニクス材料系事業部門管掌 兼 銅条・高機能材事業部門長 兼 同事業部門銅条再興プロジェクトチーム長)
溝田 義昭	執行役員(生産技術本部長)
白坂 有生	執行役員(研究開発本部高温超電導事業化チーム長 兼 SuperPower Inc. (米国) President)
Timothy Murray	執行役員(OFS Fitel, LLC (米国) CEO兼Chairman)
Foad Shaikhzadeh	執行役員(Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル) President)
川口 寛	執行役員(銅管事業部門長)
福地 光	執行役員(セールス・マーケティング部門中部支社長兼同部門電装・エレクトロニクス営業統括部長)
柏木 隆宏	執行役員(巻線事業部門長)
田中 雅子	執行役員(総務・CSR本部法務部長)
黒田 修	執行役員(セールス・マーケティング部門関西支社長兼同支社北陸支店長)
麦野 明	執行役員(グローバル事業推進部門副部門長 兼 古河電工香港有限公司董事長兼総経理 兼 古河電工(深圳) 商貿有限公司法人代表兼総経理)

## (2) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### 1 当社の役員報酬決定の方針および役員報酬の概要

当社は、平成22年5月より、社外役員2名を含む4名の委員で構成される報酬委員会が、取締役会の委任に基づき役員の報酬等に関する方針や制度等について審議、決定しております。同委員会が定めた当社の役員報酬の決定に関する方針は、「役員報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動を通じて社会に貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たすことを可能ならしめる内容のものとする。」となっております。

同方針に基づく当社の役員報酬は、役位ごとの基準額をベースに、会社への貢献度等に応じて決定した額を毎月金銭で支給する「月例報酬」と、各事業年度の連結当期純利益から算出された総支給額を原資として、各人の役位ポイントにより算出された個人別支給額を年一回金銭で支給する「業績連動報酬」の2つで構成されております。なお、取締役に対しては月例報酬と業績連動報酬（社外取締役は除く）を、監査役に対しては月例報酬のみを支給することにしております。

### 2 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 員	支 給 額			備 考
		月例報酬総額	業績連動報酬総額	計	
取締役 (うち社外取締役)	14名 (3名)	426百万円 (18百万円)	6百万円 (—)	433百万円 (18百万円)	取締役報酬限度額(総額)は年額600百万円
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	108百万円 (23百万円)	— (—)	108百万円 (23百万円)	監査役報酬限度額(総額)は年額130百万円
計 (うち社外役員)	20名 (6名)	535百万円 (41百万円)	6百万円 (—)	542百万円 (41百万円)	—

- (注) 1. 上表の備考欄に記載のとおり、株主総会決議による取締役報酬限度額は年額6億円(使用人兼務取締役の使用人分給与含まず)、監査役報酬限度額は年額130百万円です。
2. 上表の支給人員および支給額には、当該事業年度に退任した取締役2名を含んでおります。
3. 業務執行取締役の報酬の一部を業績連動分としておりますが、平成26年度業績連動報酬は、所定の計算式に基づき算出した結果、表中に記載のとおり6百万円となりました。
4. また、上表のほか、当該事業年度に退任した2名の取締役のうち、1名に対し、退職慰労金として5百万円支給しております。なお、当社は平成18年6月29日開催の第184回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金制度を既に廃止しており、この5百万円は同株主総会決議に基づく打ち切り支給額です。

### (3) 社外役員に関する事項

#### 1) 社外役員の主な活動状況

##### 1 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	発言の状況
藤田 純 孝	22回中19回	<p>商社の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、設備投資、事業再編案件、財務会計や株主還元などに関する議案を中心に、グループ・グローバル経営の視点から活発に発言を行なっております。</p> <p>なお、同氏は報酬委員会の委員としても活動しております。</p>
相馬 信義	22回中19回	<p>グローバルに展開する非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験に基づき、事業再編や事業戦略、人材育成、株主還元などに関する議案を中心に、グループ・グローバル経営の視点から活発に発言を行なっております。</p>
塚本 修	22回中16回	<p>経済産業省における産業政策分野での豊富な知識・経験に基づき、経営プランや研究開発方針などに関する議案を中心に、経済政策や市場動向を踏まえて活発に発言を行なっております。</p>

##### 2 社外監査役

氏名	出席状況		発言の状況
	取締役会	監査役会	
藤田 讓	22回中17回	9回中9回	<p>金融機関の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、海外展開や事業投資等に関する議案を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行なっております。</p> <p>また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行なっております。</p>
工藤 正	22回中19回	9回中9回	<p>金融機関の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、投資・出資、コンプライアンスに関する議案を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行なっております。</p> <p>また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行なっております。</p> <p>なお、同氏は報酬委員会の委員としても活動しております。</p>



氏名	出席状況		発言の状況
	取締役会	監査役会	
頃安健司	22回中20回	9回中9回	<p>長年にわたる法曹としての企業法務および企業経営に関する豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、安全・コンプライアンスに関する議案を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行なっております。</p> <p>また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行なっております。</p>

## 2) 当該事業年度における当社の不当・不正な業務執行に関する対応の概要

「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおり、当社は、電力ケーブル事業に関する欧州競争法違反および自動車用部品取引に関する中国独占禁止法違反によりそれぞれ制裁金を科す決定を受けました。

これらの違反行為は、本事業年度の開始時には既に終了しているものですが、社外取締役および社外監査役は、コンプライアンスは企業活動の基盤であるとして、日頃より、再発防止策を含む当社グループ全体での法令遵守体制の強化を求め、その具体的な方法についての提言を行なっているほか、同体制の整備状況が適宜取締役会へ報告されることを求めています。

## 3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、700万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	224百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	210百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	82百万円

(注) 当社および当社の子会社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記②および③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、FCM(株)ほか12社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項以外の非監査業務として、会計アドバイザー業務等を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、監査役会は、以下のとおり定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合など、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他 当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「株式

会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、次のとおり基本方針を定めております。

当社および当社グループは、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針

と体制によって、経営の健全性の維持、向上に努め、企業価値の増大を図る。

#### 1 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「古河電工グループ理念」「古河電工グループCSR行動規範」を倫理法令遵守の基本とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、CSR・リスクマネジメント委員会、総務・CSR本部を中心に、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
- ② コンプライアンス活動の浸透と継続を図るため、各事業部門長等をコンプライアンス責任者とし、主要部門においては、部門リスク管理推進者を置き、各部門内でのコンプライアンス活動を効果的に推進する。
- ③ カルテル行為等の再発防止のため、独占禁止法、各国競争法に関する教育・啓蒙活動を継続し、同業他社との接触、価格決定プロセスに関する統制を強化するとともに、定期的に外部専門家の助言を受ける等、監視を徹底する。
- ④ コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を活用し、通報があった事案については、通報者保護との調和を図りつつ、総務・CSR本部CSR推進部および関係部門が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を取締役会へ報告する。
- ⑤ 監査部は、内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を経営層へ報告する。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては「古河電工グループCSR行動規範」第7項の4で示した基本的な考え方（毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する）に基づき、総務・CSR本部人事総務部を統轄部署として徹底した対応を行う。

#### 2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管する。
- ② 取締役の職務執行に係るものを含む各種情報については、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき管理するとともに、情報資産としての重要性と保護の必要性の観点からも適正に取扱う。

### 3 当社の損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されうるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、取締役会へ報告される体制を構築する。
- ② 各業務執行部門におけるリスク管理状況については、監査部の内部監査の対象とし、その結果を定期的に取締役会へ報告する。
- ③ 「リスク管理・内部統制基本規程」においてリス

ク管理体制と管理方法について定めるとともに、効果的なリスク管理体制を構築するため、取締役会の下に、社長を委員長とするCSR・リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業運営上のリスク全般を把握し、その評価と管理方法の妥当性について検証する。

- ④ CSR・リスクマネジメント委員会は、各種のリスクのうち、品質管理、安全、環境、防災・事業継続マネジメントなどにつき特別委員会を設置して、重点的にリスク管理体制を強化する。

### 4 財務報告の適正性を確保するための体制

「リスク管理・内部統制基本規程」に基づき、「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針」(J-SOX対応基本方針)を定める

とともに、構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にする。

### 5 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、各事業部門長等は、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取締役会へ報告する。また、この結果は、報酬等の評価に適正に反映されるものとする。
- ② 取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については、付議基準を詳細かつ具体的に定め

るとともに、「業務執行責任者等の職務権限等に関する規程」により、各事業部門長等の職務権限と担当業務分掌の明確性を確保する。

- ③ 部門長の職務分掌についても、「基本職務分掌規程」および「職務上の責任と権限に関する規程」に基づき、組織変更等に対応して、常に見直しが行なわれる仕組みを構築する。

### 6 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「グループ経営管理規程」に基づき、子会社毎の管理責任者を定め、子会社に対し経営状況を把握するために必要となる情報の定期報告を求め、経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。
- ② 中期経営計画および単年度予算において、子会社の達成すべき経営目標を具体的に定め、管理責任者は、その達成状況を定期的に取締役会へ報告する。
- ③ 「リスク管理・内部統制基本規程」において当社グループにおけるリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、CSR・リスクマネジメント委員会において、当社グループの事業運営上のリスクを把

握し、その管理方法の妥当性について検証する。

- ④ 「古河電工グループ理念」「古河電工グループCSR行動規範」に基づき、「コンプライアンスに関する規程」において子会社に対しコンプライアンス責任者の設置を義務づける。また、総務・CSR本部が中心となり、子会社に対し、リスク管理、内部統制、コンプライアンスに関する教育の実施や助言、指導を行う。

- ⑤ 主要な子会社へは、非常勤役員を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、監査部は、親会社監査部門の立場からの子会社監査を実施する。

## 7 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を配置する。

## 8 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行う。
- ② 補助使用人は、「監査役補助使用人の取扱い内規」により、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

## 9 当社および子会社の取締役または使用人による当社の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持する。
- ② 当社および子会社の内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部門長が適宜監査役へ報告する。
- ③ 取締役および各部門長は、当社および子会社において、「会社に著しい損害を及ぼす事実」または「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報制度による通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等からの指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役へ報告する。
- ④ 監査役は、当社および子会社の取締役および使用人に対し、業務執行に関する事項について報告を求めることができる。

## 10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への前号の報告を行った当社および子会社の役員が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことについて、「古河電工グループCSR行動規範」および「コンプライアンスに関する規程」に定める。

## 11 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## 12 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし社内に周知徹底するとともに、監査状況についても、定期的に社長および取締役会が報告を受ける。
- ② 監査役監査基準を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等についての社内の認識・理解を深める。
- ③ 内部監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にする。
- ④ その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および使用人は誠実に対応する。

(注) 以上は、平成27年4月9日開催の取締役会で決議し、同日付で施行した内容ですので、当期末時点での基本方針につきましては、当社ホームページをご覧ください。



## (2) 会社の支配に関する基本方針

### [1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成19年3月9日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者

の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を次のとおり定めております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付

提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

### [2] 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆さまに長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記 [1] の基本方針の実現にも資するものと考えております。

当社グループは、「世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献する」ことを基本理念としております。当社グループの事業領域は、「情報通信」、「エネルギー・産業機材」、「金属」、「電装・エレクトロニクス」など多岐にわたっておりますが、これらの事業は明治17年の創業以来培ってきた素材の加工・応用技術を基盤に、産業の発展に伴い創造してきたものです。その事業創造の過程で当社グループは、独自

の技術、経験および経営ノウハウ等を積み重ねるとともに、顧客、取引先、地域社会、従業員などの様々なステークホルダーとの間の良好な関係の維持、発展に努めてきました。これらは、当社グループの有形・無形の貴重な財産であり、これらを毀損することなく、中長期的な視野で企業価値と株主共同の利益の一層の向上に結びつけるよう努めております。

以上の方針を事業へ展開していくにあたり、当社では、2015年度までの3カ年を対象とする中期経営計画「Furukawa G Plan 2015 - Group Global Growth -」を策定し、新興国を中心とした電力・通信といったインフラ市場の旺盛な需要への対応、自動車関連分野におけるアジアを中心とした製造・販売体制の構築のほか、持続的成長に向けた基盤の構築や財務体質の改善に取り組んでおります。

### [3] 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成19年6月26日開催の第185回定時株主総会でご承認をいただき、買収防衛策として「当社株式等の大規模買付行為への対応策」を導入し、以降、一部内容を変更するとともに、買収防衛策を更新してきております。現在の買収防衛策は平成25年6月25日開催の第191回定時株主総会においてご承認をいただき、更新されたものです。(以下、現在の買収防衛策を「本プラン」といいます。)

本プランは、当社株式の大規模買付が行われる場合の手続きを明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、買付者との交渉等が一定の合理的ルールにしたがって行われることを確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、その概要は次のとおりです。

当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必

要な情報を当社に提出していただき、当該大規模買付行為は取締役会による評価期間(大規模買付行為の方法により、買付者からの必要情報の提供後60日または90日とします。)経過後にのみ開始されるものとし、買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付であると取締役会が判断した場合、例外的に対抗措置(大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等)を発動する場合があります。ただし、取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者からなる第三者委員会を設置し、第三者委員会は外部専門家の助言を得たうえで、買付内容の検討等を行います。取締役会是对抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、判断に際して第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

### [4] 基本方針の具体的取組みおよび本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社は、前述のとおり、厳しい経営環境の下、持続的成長に向けた基盤の構築や財務体質の改善等に努めております。これらは当社の業績、経営指標を向上させ、企業価値の増大、株主共同の利益の向上につながるようとする取組みです。また、本プランについても、次の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致しており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成25年6月25日開催の第191回定時株主総会においてご承認いただき導入した



もので、株主の皆さまのご意思が反映されたものとなっております。

### 3) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

### 4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、第三者委員会の委員は、次の3名です。

- ・松尾邦弘 (弁護士、元検事総長)
- ・工藤 正 (中央不動産(株) 特別顧問、当社社外監査役)
- ・釜 和明 (㈱IHI 代表取締役会長)

### 5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の意思を反映させることが可能となっております。したがって、本プランは、いわゆる「デッドハンド型買収防衛策 (取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)」ではありません。また、当社は、取締役の任期を1年とし、期差任期制を採用しておらず、経営陣の株主に対する責任をより明確なものとしております。したがって、本プランは、いわゆる「スローハンド型買収防衛策 (取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)」でもありません。

以 上

(注) 本報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を百万円単位の場合は切り捨て、億円単位の場合は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	第193期 (平成27年3月31日現在)	第192期 (ご参考) (平成26年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>		
<b>流動資産</b>	<b>368,818</b>	<b>360,009</b>
現金及び預金	30,010	26,719
受取手形及び売掛金	190,431	199,286
有価証券	19	20
商品及び製品	36,479	29,946
仕掛品	28,238	27,073
原材料及び貯蔵品	34,726	36,648
繰延税金資産	4,209	5,025
その他	46,064	36,690
貸倒引当金	△ 1,360	△ 1,400
<b>固定資産</b>	<b>365,307</b>	<b>354,835</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>199,217</b>	<b>191,069</b>
建物及び構築物	210,430	206,375
機械装置及び運搬具	449,949	439,047
工具、器具及び備品	70,184	68,137
土地	39,845	40,630
リース資産	4,518	3,133
建設仮勘定	17,237	14,477
減価償却累計額	△ 592,948	△ 580,732
<b>無形固定資産</b>	<b>9,027</b>	<b>9,596</b>
のれん	3,879	4,070
その他	5,147	5,525
<b>投資その他の資産</b>	<b>157,062</b>	<b>154,169</b>
投資有価証券	132,124	128,884
出資金	6,996	7,274
長期貸付金	877	1,340
退職給付に係る資産	4,177	3,472
繰延税金資産	3,090	3,529
その他	11,940	11,112
貸倒引当金	△ 2,142	△ 1,445
<b>資産合計</b>	<b>734,125</b>	<b>714,845</b>

科目	第193期 (平成27年3月31日現在)	第192期 (ご参考) (平成26年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>	<b>287,149</b>	<b>293,869</b>
支払手形及び買掛金	110,404	104,377
短期借入金	96,749	119,913
社債	10,000	100
未払法人税等	1,408	1,653
繰延税金負債	56	65
製品補償引当金	1,601	1,099
災害損失引当金	114	1,210
その他	66,814	65,449
<b>固定負債</b>	<b>232,232</b>	<b>221,242</b>
社債	30,000	40,000
長期借入金	137,783	117,842
繰延税金負債	2,423	1,269
退職給付に係る負債	43,486	42,525
環境対策引当金	10,495	11,768
資産除去債務	573	566
その他	7,470	7,269
<b>負債合計</b>	<b>519,382</b>	<b>515,111</b>
<b>(純資産の部)</b>		
<b>株主資本</b>	<b>173,849</b>	<b>169,805</b>
資本金	69,395	69,395
資本剰余金	21,467	21,467
利益剰余金	83,265	79,219
自己株式	△ 278	△ 276
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>16,892</b>	<b>7,431</b>
その他有価証券評価差額金	21,590	19,094
繰延ヘッジ損益	516	△ 298
退職給付に係る調整累計額	△ 9,293	△ 5,555
為替換算調整勘定	4,078	△ 5,808
<b>少数株主持分</b>	<b>24,001</b>	<b>22,496</b>
<b>純資産合計</b>	<b>214,743</b>	<b>199,733</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>734,125</b>	<b>714,845</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

## 連結損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第193期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第192期 (ご参考) (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
売上高	867,817	931,781
売上原価	741,076	790,541
売上総利益	126,741	141,240
販売費及び一般管理費	108,867	115,783
営業利益	17,873	25,456
営業外収益	7,147	7,927
受取利息及び配当金	2,270	2,571
為替差益	—	2,033
持分法による投資利益	1,855	—
償却債権取立益	—	1,020
環境対策引当金戻入益	982	—
その他	2,038	2,302
営業外費用	6,422	7,852
支払利息	3,993	4,551
為替差損	60	—
持分法による投資損失	—	825
その他	2,368	2,474
経常利益	18,598	25,532
特別利益	15,661	8,931
固定資産処分益	1,182	520
投資有価証券売却益	6,563	4,949
退職給付信託設定益	3,600	3,013
補助金収入	2,615	—
その他	1,699	447
特別損失	18,091	17,160
固定資産処分損	539	1,101
減損損失	1,346	6,805
投資有価証券評価損	2,581	2
事業構造改革費用	957	2,957
カルテル関連費用	1,682	2,448
災害による損失	2,610	1,843
固定資産圧縮損	2,612	—
その他	5,759	2,001
税金等調整前当期純利益	16,168	17,303
法人税、住民税及び事業税	3,736	6,228
法人税等調整額	2,956	2,809
少数株主損益調整前当期純利益	9,475	8,264
少数株主利益	2,120	2,656
当期純利益	7,355	5,608

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

## 貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第193期 (平成27年3月31日現在)	第192期 (ご参考) (平成26年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>		
<b>流動資産</b>	<b>174,649</b>	<b>196,753</b>
現金及び預金	592	1,676
受取手形	4,384	4,596
売掛金	87,419	100,705
商品及び製品	3,668	2,857
仕掛品	12,941	12,245
原材料及び貯蔵品	7,387	11,143
前渡金	82	132
前払費用	492	399
繰延税金資産	1,615	1,961
未収法人税等	741	3,468
短期貸付金	36,557	33,154
未収入金	18,595	24,168
その他	212	289
貸倒引当金	△ 41	△ 47
<b>固定資産</b>	<b>256,325</b>	<b>255,326</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>70,176</b>	<b>66,393</b>
建物	27,277	28,828
構築物	2,360	2,201
機械装置	10,468	9,696
車輛運搬具	84	96
工具器具備品	1,307	1,292
土地	22,137	22,545
リース資産	21	26
建設仮勘定	6,518	1,707
<b>無形固定資産</b>	<b>1,300</b>	<b>1,584</b>
のれん	—	14
ソフトウェア	900	1,150
施設利用権	0	0
特許権	32	40
その他	368	379
<b>投資その他の資産</b>	<b>184,847</b>	<b>187,348</b>
投資有価証券	42,803	45,233
関係会社株式	106,855	106,902
関係会社出資金	30,330	30,349
関係会社長期貸付金	71	167
前払年金費用	3,460	3,110
その他	7,328	7,373
貸倒引当金	△ 6,002	△ 5,787
<b>資産合計</b>	<b>430,974</b>	<b>452,079</b>

科目	第193期 (平成27年3月31日現在)	第192期 (ご参考) (平成26年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>	<b>124,777</b>	<b>149,981</b>
支払手形	735	640
買掛金	64,180	68,961
短期借入金	18,701	44,835
社債	10,000	—
リース債務	554	455
未払金	16,617	19,267
未払費用	12,386	13,415
前受金	113	106
製品補償引当金	526	362
災害損失引当金	51	1,102
設備関係支払手形	8	33
その他	901	800
<b>固定負債</b>	<b>171,953</b>	<b>171,332</b>
社債	30,000	40,000
長期借入金	110,426	94,726
リース債務	13	557
退職給付引当金	15,105	19,327
環境対策引当金	10,370	10,520
繰延税金負債	4,186	4,262
資産除去債務	414	415
その他	1,436	1,522
<b>負債合計</b>	<b>296,731</b>	<b>321,314</b>
<b>(純資産の部)</b>		
<b>株主資本</b>	<b>115,584</b>	<b>113,390</b>
資本金	69,395	69,395
資本剰余金	21,467	21,467
その他資本剰余金	21,467	21,467
利益剰余金	24,966	22,769
利益準備金	423	211
その他利益剰余金	24,542	22,558
繰越利益剰余金	24,542	22,558
自己株式	△ 243	△ 242
<b>評価・換算差額等</b>	<b>18,658</b>	<b>17,374</b>
その他有価証券評価差額金	18,778	17,548
繰延ヘッジ損益	△ 119	△ 173
<b>純資産合計</b>	<b>134,243</b>	<b>130,765</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>430,974</b>	<b>452,079</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

## 損益計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	第193期 （平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）	第192期（ご参考） （平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで）
売上高	417,426	428,301
売上原価	388,113	395,853
売上総利益	29,313	32,448
販売費及び一般管理費	30,572	30,204
営業利益または営業損失（△）	△ 1,258	2,244
営業外収益	8,380	9,522
受取利息及び配当金	8,021	9,037
その他	358	484
営業外費用	2,377	2,557
支払利息	1,821	2,034
その他	556	523
経常利益	4,744	9,208
特別利益	11,910	7,887
固定資産処分益	992	303
投資有価証券売却益	6,075	4,519
退職給付信託設定益	3,600	3,013
その他	1,241	50
特別損失	11,547	12,943
固定資産処分損	153	469
貸倒引当金繰入額	2,616	2,357
関係会社株式評価損	2,400	1,750
減損損失	184	3,732
事業構造改革費用	161	410
カルテル関連費用	1,241	1,903
災害による損失	2,607	1,781
その他	2,182	538
税引前当期純利益	5,107	4,152
法人税、住民税及び事業税	△ 192	△ 876
法人税等調整額	984	2,161
当期純利益	4,314	2,867

（注） 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

古河電気工業株式会社  
取締役会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 賢 一	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 黒 一 裕	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 哲 也	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

古河電気工業株式会社  
取締役会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 賢 一 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 黒 一 裕 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 哲 也 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第193期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第193期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、重点的監査項目の一つとして設定し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、過去に行われた行為に対し、当社及び持分法適用の関連会社である㈱ビスカスが、電力ケーブル事業に関し欧州競争法違反があったとして、昨年4月に欧州委員会より制裁金を科す決定を受けました。また、同じく過去の自動車用部品取引に関するカルテルに関し、昨年8月に中国で同国独占禁止法違反により制裁金を科す決定を受けました。当社グループにおいては、独占禁止法・競争法のみならず、贈収賄防止等、他の法領域を含む近時の各国・地域における規制強化に対応すべく、役員への教育の充実や内部監査部門によるモニタリング強化といった活動をグループ全体で展開し、コンプライアンスの徹底に努めていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月8日

古河電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役	小川博正	Ⓞ
常勤監査役	伊藤隆彦	Ⓞ
常勤監査役	櫻日出雄	Ⓞ
社外監査役 (非常勤)	藤田讓	Ⓞ
社外監査役 (非常勤)	工藤正	Ⓞ
社外監査役 (非常勤)	頃安健司	Ⓞ

以上

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、株主の皆さまへの適切な利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけており、長期的視野に立って今後の収益動向と財務状況を見据えつつ、将来の事業展開も考慮のうえ、安定的に配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、財務体質の改善を図りつつ、インフラ/自動車市場を中心とした成長戦略投資や、持続的成長に向けた基盤となる次世代新事業育成のための投資の必要性など、諸般の事情を勘案し、次のとおり1株につき3円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額2,118,631,353円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

以下の各理由により、当社定款のうち、次に記載する項目を変更するものであります。

① 第2条 目的

当社グループの今後の更なる事業展開に備えるため、事業の目的を追加するものであります。

② 第30条 開催場所

大規模災害等の非常時に備えて、株主総会開催地を柔軟に選択可能にするために、本条文を削除するものであります。なお、本条文を引用する定款第38条につきましても、あわせて変更を行いません。

③ 第43条 代表取締役および役付取締役

執行役員による業務執行体制という現在の実態に即して、役付取締役に関する記載の一部を削除するものであります。

④ 第44条 取締役会の招集者および議長

取締役会議長につき、取締役の互選により選定する旨への変更等を行なうものであります。

⑤ 第47条および第54条 取締役および監査役の責任免除

社外取締役および社外監査役との損害賠償責任を限定する契約について、当該契約に基づく責任の限度額を法令が規定する額とする変更を行なうものであります。本議案が承認された場合、当社と現任の社外取締役および社外監査役との間で既に締結しております会社法第423条に定める損害賠償責任を限定する契約については、変更後の定款規定に基づき責任限度額を変更したうえで更新する予定であります。

なお、定款第47条の変更については、監査役全員の同意を得ております。



現行定款	変更案
<p>(種類株主総会)</p> <p>第38条 第30条、第32条から第34条および第36条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第6章 取締役および取締役会</p> <p>第39条            { (条文記載省略)</p> <p>第42条            (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第43条 (条文記載省略)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役中より取締役社長1名を選定し、<u>取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第44条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長これを招集し、その議長となる。ただし、代表取締役会長ある場合は、代表取締役会長がこれにあたる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役会長または取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第45条 (条文記載省略)</p> <p>第46条 (条文記載省略)</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第38条 第32条から第34条および第36条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第6章 取締役および取締役会</p> <p>第39条            { (現行どおり)</p> <p>第42条            (代表取締役)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役中より取締役社長1名を選定し、<u>取締役会長1名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第44条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長これを招集する。ただし、取締役会長ある場合は、取締役会長がこれにあたる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長または取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その議長を取締役の互選により選定する。</u></p> <p>第45条 (現行どおり)</p> <p>第46条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)  第47条 (条文記載省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>700万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第7章 監査役および監査役会</p> <p>第48条  ) (条文記載省略)</p> <p>第53条  (監査役の責任免除)</p> <p>第54条 (条文記載省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>700万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第8章 計算  (条文記載省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)  第47条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p> <p>第7章 監査役および監査役会</p> <p>第48条  ) (現行どおり)</p> <p>第53条  (監査役の責任免除)</p> <p>第54条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p> <p>第8章 計算  (現行どおり)</p>



### 第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。なお、コーポレートガバナンス体制を強化するべく、社外取締役を1名増員し、合計4名とさせていただきますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1** よしだ まさお  
**吉田 政雄**（昭和24年2月5日生）

#### ■ 略歴、地位および担当

昭和47年 4月	当社入社	平成20年 6月	当社取締役社長、COO
平成14年 6月	当社取締役経理部長	平成21年 6月	当社取締役社長
平成15年 6月	当社執行役員常務、経理部長兼経営企画室長	平成24年 4月	当社取締役会長 (現在に至る)
平成16年 1月	当社執行役員常務、経営企画室長		
同 年 4月	当社執行役員常務、CFO兼経営企画室長		
同 年 6月	当社常務取締役兼執行役員常務、 CFO兼経営企画室長		
同 年 11月	当社常務取締役兼執行役員常務、CFO		
平成17年 6月	当社常務取締役兼執行役員常務、CMO		
平成18年 6月	当社専務取締役兼執行役員専務、 CMO兼エネルギー・産業機材カンパニー長		

#### ■ 重要な兼職の状況

古河機械金属(株)社外取締役

#### ■ 所有する当社株式の数

普通株式 50,000株

候補者番号 **2** しばた みつよし  
**柴田 光義**（昭和28年11月5日生）

#### ■ 略歴、地位および担当

昭和52年 4月	当社入社	平成25年11月	当社取締役社長兼 グループ・グローバル経営推進本部長 (現在に至る)
平成20年 6月	当社執行役員、経営企画室長		
平成21年 1月	当社執行役員、 金属カンパニー副カンパニー長		
同 年 6月	当社執行役員常務、金属カンパニー長		
平成22年 6月	当社取締役兼執行役員常務、 金属カンパニー長		
平成24年 4月	当社取締役社長		

#### ■ 所有する当社株式の数

普通株式 46,000株

候補者番号

3

ふじた すみたか  
藤田 純孝

(昭和17年12月24日生)

社外取締役候補者

独立役員

## ■ 略歴、地位および担当

昭和40年 4月 伊藤忠商事(株)入社  
 平成 7年 6月 同社取締役  
 平成 9年 4月 同社常務取締役  
 平成11年 4月 同社専務取締役  
 平成13年 4月 同社取締役副社長  
 平成18年 4月 同社取締役副会長  
 平成20年 6月 同社相談役  
 同 年 同月 当社社外取締役  
 (現在に至る)  
 平成21年 6月 日本板硝子(株)社外取締役  
 (現在に至る)

平成23年 7月 伊藤忠商事(株)理事  
 (現在に至る)  
 平成24年 4月 オリnpas(株)社外取締役  
 (現在に至る)

## ■ 重要な兼職の状況

伊藤忠商事(株)理事、日本板硝子(株)社外取締役、  
 オリnpas(株)社外取締役

## ■ 所有する当社株式の数

普通株式 29,000株

候補者番号

4

そうま のぶよし  
相馬 信義

(昭和20年1月16日生)

社外取締役候補者

## ■ 略歴、地位および担当

昭和42年 4月 古河鋳業(株)入社  
 (現 古河機械金属(株))  
 平成11年 6月 同社執行役員  
 平成16年 6月 同社常務執行役員  
 平成18年 6月 同社常務取締役  
 平成19年 6月 同社代表取締役社長  
 平成25年 6月 同社代表取締役会長  
 (現在に至る)  
 同 年 同月 当社社外取締役  
 (現在に至る)

## ■ 重要な兼職の状況

古河機械金属(株)代表取締役会長

## ■ 所有する当社株式の数

普通株式 8,000株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

5

つかもと  
塚本おさむ  
修

(昭和28年6月11日生)

社外取締役候補者

独立役員

## ■ 略歴、地位および担当

昭和52年 4月 通商産業省入省  
(現 経済産業省)

平成15年 7月 大臣官房審議官  
(地域経済産業グループ・  
資源エネルギー庁担当)

平成16年 6月 製造産業局次長

平成18年 7月 大臣官房技術総括審議官

平成20年 7月 関東経済産業局長

平成21年 7月 経済産業省地域経済産業審議官

平成22年 7月 退官

同 年 10月 学校法人東京理科大学特命教授

同 年 同月 当社非常勤顧問

平成25年 6月 当社社外取締役  
(現在に至る)

平成26年 3月 学校法人東京理科大学特命教授退任

同 年 6月 一般財団法人石炭エネルギーセンター理事長  
(現在に至る)

## ■ 重要な兼職の状況

一般財団法人石炭エネルギーセンター理事長

## ■ 所有する当社株式の数

0株

候補者番号

6

てらたに  
寺谷たつお  
達夫

(昭和23年11月2日生)

社外取締役候補者

新任候補者

## ■ 略歴、地位および担当

昭和49年 4月 トヨタ自動車工業(株)入社  
(現 トヨタ自動車(株))

平成 4年 1月 同社ボデー設計部次長

平成10年 1月 同社第1電子技術部主査

平成11年 1月 同社技術企画部主査

平成16年 1月 同社第2電子開発部主査

平成19年 4月 同職のまま名古屋大学大学院工学研究科講師  
(現在に至る)

平成24年12月 トヨタ自動車(株)退職

## ■ 所有する当社株式の数

普通株式 5,000株

候補者番号

7

あまの  
天野のぞむ  
望

(昭和31年7月15日生)

## ■ 略歴、地位および担当

昭和55年 4月 当社入社  
 平成16年 6月 当社法務部長  
 平成20年 6月 当社人事総務部長  
 平成21年 3月 当社人事総務部長兼経営研究所長  
 平成22年 6月 当社取締役兼執行役員、CSO  
 平成24年 4月 当社取締役兼執行役員、  
 CSRO兼CSR推進本部長  
 平成25年 4月 当社取締役兼執行役員、  
 総務・CSR本部長

平成26年 4月 当社取締役兼執行役員常務、  
 総務・CSR本部長  
 (現在に至る)

## ■ 所有する当社株式の数

普通株式 21,000株

候補者番号

8

こづか  
小塚たかみつ  
崇光

(昭和33年2月17日生)

## ■ 略歴、地位および担当

昭和57年 4月 当社入社  
 平成19年 2月 当社電装・エレクトロニクスカンパニー  
 自動車部品事業部三重電装工場長  
 同年 10月 古河A S(株)生産本部機能製品部長  
 平成20年 6月 同社取締役兼執行役員  
 平成22年 6月 同社常務取締役兼執行役員  
 平成23年 6月 同社専務取締役兼執行役員  
 平成24年 4月 当社執行役員、  
 電装・エレクトロニクスカンパニー  
 自動車部品事業部長

平成25年 4月 当社執行役員、自動車部品事業部門長  
 平成26年 4月 当社執行役員常務、自動車部品事業部門長  
 同年 6月 当社取締役兼執行役員常務、  
 自動車部品事業部門長  
 (現在に至る)

## ■ 所有する当社株式の数

普通株式 13,000株

候補者番号

9

しのぎ  
信崎

すぐる

卓

(昭和29年1月28日生)

新任候補者

## ■ 略歴、地位および担当

昭和52年 4月 当社入社  
 平成11年 2月 当社自動車部品事業本部第一事業統括部長  
 平成15年 1月 当社自動車部品事業部企画管理ユニット  
 シニアマネージャー  
 平成16年 4月 当社電装・エレクトロニクスカンパニー  
 自動車部品事業部営業部長  
 同 年 9月 Furukawa Electric Autoparts (Philippines)  
 Inc.社長  
 平成18年 2月 Furukawa Automotive Systems Thailand  
 Co., Ltd.社長  
 平成21年 6月 当社執行役員、  
 電装・エレクトロニクスカンパニー  
 自動車部品事業部長

平成24年 4月 当社執行役員、関西支社長  
 平成25年 4月 当社執行役員、  
 セールス・マーケティング部門  
 電装・エレクトロニクス営業統括部長兼  
 同部門関西支社長  
 平成27年 4月 当社執行役員常務、  
 セールス・マーケティング部門長  
 (現在に至る)

## ■ 所有する当社株式の数

普通株式 12,000株

候補者番号

10

こばやし  
小林けいいち  
敬一

(昭和34年6月24日生)

新任候補者

## ■ 略歴、地位および担当

昭和60年 4月 当社入社  
 平成16年 10月 当社金属カンパニー日光伸銅工場製造部長  
 平成21年 8月 当社金属カンパニー主査  
 平成22年 6月 当社原価低減推進部長  
 平成24年 4月 当社電装・エレクトロニクスカンパニー  
 巻線事業部長  
 平成25年 4月 当社巻線事業部門長  
 平成26年 2月 当社銅条・高機能材事業部門長兼  
 巻線事業部門長  
 同 年 4月 当社執行役員、銅条・高機能材事業部門長

平成27年 4月 当社執行役員常務、  
 自動車・エレクトロニクス材料系事業部門管掌兼  
 銅条・高機能材事業部門長  
 (現在に至る)

## ■ 所有する当社株式の数

普通株式 8,000株

候補者番号

11

きむら たかひで

木村 隆秀

(昭和33年12月12日生)

### ■ 略歴、地位および担当

昭和56年 4月 当社入社  
 平成13年 4月 Furukawa FITEL (Thailand) Co., Ltd.  
 Managing Director  
 平成18年 1月 OFS Fitel, LLC  
 Director, Executive Vice President  
 平成21年 6月 当社情報通信カンパニーファイテル製品部主査  
 同年 7月 当社情報通信カンパニーファイテル製品部  
 業務部長  
 平成22年 4月 当社情報通信カンパニーファイテル製品事業部長  
 平成24年 4月 当社新事業推進室長  
 平成25年 4月 当社戦略本部新事業推進室長  
 平成26年 4月 当社執行役員、  
 電装・エレクトロニクス系事業部門管掌兼  
 戦略本部新事業推進室長

同 年 6月 当社取締役兼執行役員、  
 電装・エレクトロニクス系事業部門管掌兼  
 戦略本部新事業推進室長  
 平成27年 4月 当社取締役兼執行役員、戦略本部長  
 (現在に至る)

### ■ 所有する当社株式の数

普通株式 13,000株

候補者番号

12

おぎわら ひろゆき

荻原 弘之

(昭和36年2月18日生)

### ■ 略歴、地位および担当

昭和58年 4月 当社入社  
 平成21年 6月 当社経理部長  
 平成25年 4月 当社財務・調達本部経理部長  
 平成26年 4月 当社執行役員、財務・調達本部長  
 同 年 6月 当社取締役兼執行役員、財務・調達本部長  
 (現在に至る)

### ■ 所有する当社株式の数

普通株式 16,000株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

(注) 社外取締役候補者に関する事項

- (1) 藤田純孝氏、相馬信義氏、塚本修氏および寺谷達夫氏は、社外取締役候補者です。
- (2) 藤田純孝氏および塚本修氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める以下の独立性基準を満たしていることから、当社は東京証券取引所が定める独立役員の届出を行いません。

**【当社が定める社外役員の独立性基準】**

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役（候補者を含む）は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

- ①当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者
  - ②当社の主要な取引先（当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当社の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者
  - ③当社の主要な借入先（その借入額が当社の直近事業年度における総資産の2%超に相当する金額である借入先）である金融機関の業務執行者
  - ④当社から役員報酬以外に、コンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者
  - ⑤上記①乃至④に過去3年以内に該当していた者
  - ⑥上記①乃至⑤に該当する者の二親等内の親族
- ※①乃至⑥に該当しない場合であっても、当社子会社または取引先の子会社における取引高等を勘案して、独立性なしと判断する場合があります。

(3) 社外取締役候補者とした理由等は、以下のとおりです。

- ① 藤田純孝氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。  
同氏は、商社の経営者としての豊富な知識・経験を有しており、グローバル経営の視点での当社グループの事業運営およびリスク管理への有益な提言などを期待でき、また取締役会の監督機能を確保するうえで適任であると考え、選任をお願いするものです。同氏は、平成20年まで伊藤忠商事㈱の取締役副会長を務めており、当社と同社との間には、同社を代理店として当社製品等を海外顧客に販売する取引があります。なお、同取引における同社向け売上高は、約10億円であり、直近事業年度における当社売上高全体の0.2%未満です。
- ② 相馬信義氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。  
同氏は、非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験を有しており、グローバル経営の視点での当社グループの経営に対する有益な提言などを期待できることから、社外取締役として適任であると考え、選任をお願いするものです。同氏は古河機械金属㈱の代表取締役会長を務めており、当社と同社との間には、以下に記載の関係があります。
  - ・当社発行済株式の3.42%（退職給付信託として信託設定した株式を含む）を古河機械金属㈱が保有
  - ・当社発行済株式の2.17%を当社が保有
  - ・同社保有の賃貸物件を当社が賃借する取引
  - ・同社子会社との非鉄金属製品売上の取引
- ③ 塚本修氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。  
同氏は、経済産業省における産業政策分野での豊富な知識・経験を有しており、直接企業経営に関与された経験はありませんが、当社グループの経営に関する有益な提言などを期待でき、また取締役会の監督機能を確保するうえで適任であると考え、選任をお願いするものです。同氏は当社との間で平成22年10月より顧問契約を締結し、当社は同氏から当社グループ



の事業分野に関する専門的な助言を受けていました。また、同氏が平成25年6月に当社の社外取締役役に就任後も、引き続き当社は取締役としての報酬のほかに、同氏の専門領域に関する助言に対価を支払っております。同氏が社外取締役役に再任された後も専門領域に関する助言を依頼し、取締役としての報酬のほかに当該助言に対する対価を支払う予定ですが、その金額は、当社の独立性基準において定める金額未満です。

④ 寺谷達夫氏は、新任の社外取締役候補者です。

同氏は、長年自動車の設計開発に携わってきたことから、自動車部品事業に高い知見を有しており、直接企業経営に関与された経験はありませんが、当社グループの経営に関する有益な提言などを期待できることから、社外取締役として適任であると考え、選任をお願いするものです。同氏は、平成24年まで当社の主要な取引先であるトヨタ自動車(株)に勤務していました。また、当社の子会社である古河AS(株)は、平成25年12月より同氏から自動車部品事業に関する専門的な助言を受け、その対価を支払っています。当社および古河AS(株)は、同氏が当社の社外取締役に就任後も専門領域に関する助言を依頼する予定であり、取締役としての報酬のほかに当該助言に対する対価を支払う予定です。

(4) 当社社外取締役在任中における不当な業務執行が行なわれた事実等については、以下のとおりです。

藤田純孝氏は平成20年6月より当社社外取締役に就任しておりますが、その在任中に、当社において「第193期事業報告 1.企業集団の現況に関する事項」に記載の件など、一連の独占禁止法・競争法違反行為が発覚しました。同氏は、これら各事案の発覚まで違反事実の存在を認識しておりませんでした。これらが報告された取締役会において、日本を含む各国当局による調査への迅速かつ適切な対応および再発防止策の徹底を求めています。また、相馬信義氏および塚本修氏は、これらの行為が終了した後の平成25年6月より当社社外取締役に就任しておりますが、日頃よりコンプライアンスを第一として内部統制体制の強化について具体的に提言しているほか、当局から決定などが出された際には、藤田純孝氏とともに、当社グループ全体での更なる法令遵守体制の強化を求めています。

(5) 責任限定契約の締結内容の概要等

当社は、社外取締役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。これにより、藤田純孝氏、相馬信義氏および塚本修氏は、いずれも社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を締結しており、社外取締役候補者が再任され就任した場合には、当該契約の効力は継続いたします。また寺谷達夫氏が社外取締役に就任した場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」が承認された場合には、上記契約に定める損害賠償責任限度額を、現行の「700万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額」から、変更後の定款に基づき「法令の定める最低限度額」へと変更いたします。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役小川博正氏が本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査体制の維持・強化のため、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

さとう てつや  
佐藤 哲哉 (昭和27年12月4日生)

新任候補者

### ■ 略歴、当社における地位

昭和50年 4月 通商産業省入省  
(現 経済産業省)  
平成13年 1月 原子力安全・保安院審議官 (産業保安担当)  
平成14年 7月 大臣官房審議官 (基準認証担当)  
平成16年 6月 退官  
同 年 7月 商工組合中央金庫理事  
(現 (株)商工組合中央金庫)  
平成18年 7月 同理事退任  
同 年 8月 当社執行役員、輸出管理室長  
平成19年 2月 当社執行役員、CSRO兼CSR推進本部長  
同 年 6月 当社取締役兼執行役員、  
CSRO兼CSR推進本部長  
平成21年 6月 当社取締役兼執行役員常務、  
CSRO兼CSR推進本部長

平成24年 4月 当社取締役兼執行役員常務、CSO  
平成25年 4月 当社取締役兼執行役員常務、戦略本部長  
平成26年 4月 当社取締役兼執行役員専務、戦略本部長  
平成27年 4月 当社取締役  
(現在に至る)

### ■ 重要な兼職の状況

(株)UACJ社外監査役、古河電池(株)社外取締役

### ■ 所有する当社株式の数

普通株式 25,000株

(注) 佐藤哲哉氏は、現在当社の取締役であり、本総会終結の時をもって取締役を退任する予定です。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

平成26年6月25日開催の第192回定時株主総会における補欠監査役の選任に関する決議の有効期間が、本総会の開始の時をもって満了するため、社外監査役の法定数を欠いた場合に備え、あらためて補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

きうち しんいち  
木内 慎一 (昭和21年3月9日生)

社外監査役候補者 (補欠)

### 略歴

昭和44年 4月	旭電化工業(株)入社 (現 ㈱ADEKA)	同 年 8月	同社社員 (100周年史編さん室) (現在に至る)
平成10年 4月	同社秘書室長		
平成14年 6月	同社財務・経理部長		
平成17年 6月	同社常勤監査役		
平成26年 6月	同社常勤監査役退任		

### 所有する当社株式の数

0株

- (注) 1. 木内慎一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 補欠の社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。
- 木内慎一氏は、長年にわたり上場会社の財務・経理部門の責任者や常勤監査役を務め、財務および会計に関し相当程度の知見を有しており、当社の業務執行に対する適切な監査を行なうことができると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。
3. 責任限定契約の締結予定について
- 当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。木内慎一氏が社外監査役に就任した場合、社外監査役として、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は、当社定款(第2号議案「定款一部変更の件」)が承認可決された場合は変更後の定款)の定めによるものとします。

以 上

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は平成27年6月23日(火曜日)午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書用紙およびインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、議決権を行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがって手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行なっておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

## 2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** までお問い合わせください。

### [ お問い合わせ先 ]

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

×

☉

---

# 株主総会会場略図

## 会場

東京都港区芝公園三丁目3番1号  
東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール 電話 (03) 3432-1111



## 交通

JR	山手線・京浜東北線	浜松町駅（北口）から徒歩約10分
	都営地下鉄三田線	御成門駅（A1出口）から徒歩約1分
都営地下鉄	都営地下鉄浅草線	大門駅（A6出口）から徒歩約7分
	都営地下鉄大江戸線	

▶ お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

古河電気工業株式会社

UD  
FONT

見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサルデ  
ザインフォントを採用  
しています。



環境に配慮した植物  
油インキを使用してい  
ます。